

「ハンドサインで渡ろう運動」の推進について（通達）

（令和7年3月18日 佐本交企発第38号）

【概要】

本通達は、横断歩行中の交通事故を防止することを目的とし、歩行者に自らの安全を守るための交通行動として、道路を横断する際意思表示（ハンドサイン）

- 手を上げる
- 手を差し出す
- ドライバーに顔を向ける
- ドライバーの目を見る

の実践を促すことについて定めたものである。